

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第30号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>（復職時等における号給の調整）</p> <p>第43条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第29に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）から復職等の日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第28の4（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">医療職給料表（一）昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">昇格した</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">昇格後の号給</td> </tr> </table>	昇格した	昇格後の号給	<p>（復職時等における号給の調整）</p> <p>第43条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第29に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）から復職等の日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日、<u>当該昇給日又はその次の昇給日</u>に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第28の4（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">医療職給料表（一）昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">昇格した</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">昇格後の号給</td> </tr> </table>	昇格した	昇格後の号給
昇格した	昇格後の号給				
昇格した	昇格後の号給				

改正前				改正後			
日の前日に受けていた号給	2級	3級	4級	日の前日に受けていた号給	2級	3級	4級
略				略			
51	<u>29</u>	35	27	51	<u>28</u>	35	27
略				略			
54	<u>30</u>	37	30	54	<u>29</u>	37	30
55	<u>30</u>	38	31	55	<u>29</u>	38	31
略				略			
57	<u>31</u>	39	33	57	<u>30</u>	39	33
58	<u>31</u>	39	34	58	<u>30</u>	39	34
59	<u>31</u>	40	35	59	<u>30</u>	40	35
60	<u>32</u>	40	36	60	<u>31</u>	40	36
61	<u>32</u>	41	37	61	<u>31</u>	41	37
62	<u>32</u>	41	37	62	<u>31</u>	41	37
63	<u>33</u>	42	38	63	<u>31</u>	42	38
64	<u>33</u>	42	38	64	<u>32</u>	42	38
65	<u>33</u>	43	39	65	<u>32</u>	43	39
略				略			

別表第28の8の5（第24条関係）

医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級

別表第28の8の5（第24条関係）

医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級

改正前				改正後			
略				略			
28	<u>50</u>	44	52	28	<u>51</u>	44	52
29	<u>53</u>	45	53	29	<u>55</u>	45	53
30	<u>56</u>	46	54	30	<u>59</u>	46	54
31	<u>59</u>	47	55	31	<u>63</u>	47	55
32	<u>62</u>	48	56	32	<u>65</u>	48	56
略				略			

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第43条の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）別表第28の4及び別表第28の8の5の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。